

婦人關係資料 第13号

売春關係資料

昭和25年6月

勞働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局は婦人問題の一部としての売春問題とその対策の方向について常に注意しておりますが、ここに各関係当局で調査発表された資料を集めたものを一応整理し、広く世間の方々の御参考に供えることに致します。

売 春 関 係 資 料

第 13 号

目 次

I. 公娼制度廃止と特殊喫茶店への転換	2
オ1表 公娼廃止以前に於ける公私娼数	2
オ2表 公娼制度廃止状況	4
オ3表 特殊喫茶業者数及従業員数	6
II 街娼の発生	8
オ4表 街娼数及取締状況	8
III 売春婦の実態	10
オ5表 検査別	10
オ6表 住居の状況別	11
オ7表 職業別	12
オ8表 動機別	13
オ9表 学歴別	14
オ10表 年令別	15
オ11表 健康診断結果別	16
オ12表 密売受検者人員及健康診断結果	17
IV 性病と売春婦	18
オ13表 性病感染源調査表	18
オ14表 罹患性病者数	19
オ15表 公設性病診療施設の新設における一般婦人と特殊婦人の比	19
V 保護施設	20
オ16表 婦人保護施設の概況	20
VI 売春問題に対する世論	21
一 国立世論調査所「風俗に関する世論」より	21
1. 調査の結果	21
2. 調査結果の概要	26
VII 関係法律	27
1. 聯合軍最高司令官電書	27
2. 勅令第9号	28
3. 関係のある法律	28
一 刑法性病予防法、児童福祉法	
4. 売春等処罰法案	30
5. 婦人少年問題審議会要望書	31
6. 改正売春等処罰法案	34
7. 條例——宮城県、新潟県、東京都、羽城市、群馬県條例	35
8. 労働基準法適用についての通牒	37

I 公娼制度廃止と特殊娼業への転換

公娼制度は昭和20年1月20日の聯合閣議新司令官の日本武村総務長「日本における公娼廃止に関する件」によって全国的に廃止されたがそれ以前における公私娼数である。

終戦直後であり、戦災等で喪失したものが多く戦前に比べれば極めて内輪の数であるが当時にもこれだけの公私娼数があった。

(第 1 表) 公娼廃止以前における公私娼数

昭和20年12月31日現在 内務省警保局調

道 府 県	公 娼			私 娼	
	免許地数	業 者 数	娼 妓 数	業 者 数	私 娼 数
警 視 庁	5	66	356	208	2,043
北海道	27	25	37	224	923
京 都	17	1,015	1,586	34	101
大 阪	6	542	2,700		
神 奈 川	5	100	240	385	1,248
兵 庫	12	122	455		
長 崎				429	1,492
新 潟	8	64	107	56	141
埼 玉				221	677
群 馬				108	239
千 葉				18	75
茨 城				53	105
栃 木				99	167
桑 名	3	50	245		
三 重	19	139	509		
愛 知				586	2,414
静 岡	20	23	81	183	433
山 梨	2	1	8		
滋 賀	8	116	111		
岐 阜		24		120	417
長 野	15	19	56	32	34
宮 城	3	14	52	74	271

區分 地名	公 益			私 益	
	先附地畝數	業者數	畝數	業者數	畝數
瑞 島				70	192
勝 守				12	23
青 森				91	357
山 形	6	31	47		
秋 田					
福 井	9	77	163		
富 山					
高 取				76	136
島 根	6	27	48	31	47
岡 山	9	159	337		
太 清	79	139	583	55	128
山 口	20	105	316	67	264
和歌山				127	728
德 島				46	67
香 川	7	76	206		
愛 媛	5	49	202		
高 知				18	182
播 磨	8	66	397	663	1778
大 分	2	28	58	108	461
佐 賀	9	45	177	24	61
熊 本	2	40	286	42	86
宮 崎					
鹿 兒 島	1	17	170		164
台 計	253	3155	9533	4360	15457

(表 2 表) 各都道府県における公娯制度禁止状況

公娯制度が全国的に廃止される前に既に公娯制度を廃止した都県が7あり、指令によって廃止した道府県は19である。

国策事業本部別季節防犯課編

都道府県	区 分	昭和21年/月/日 現在公娯制度存 続別	都道府県において制定した 取締規定等の廃止 年 月 日
北海道	存 続	昭	21. 2. 20
青 島	廃 止	〃	20. 12. 31
香 島	〃	〃	21. 1. 17
岩 手	〃	〃	20. 12. 17
青 森	〃	〃	9. 12. 22
山 形	存 続	〃	21. 2. 1
秋 田	廃 止	〃	8. 6. 30
東 京	〃	〃	21. 1. 15
神 奈 川	存 続	〃	21. 2. 7
新 潟	廃 止	〃	21. 1. 15
埼 玉	〃	〃	5. 12. 30
群 馬	〃	明	31. 11. 24
千 葉	〃	昭	20. 10. 13
茨 城	〃	〃	8. 10. 13
埼 木	〃	〃	20. 11. 16
埼 岡	存 続	〃	21. 2. 9
山 梨	〃	〃	21. 2. 11
長 野	廃 止	〃	20. 12. 14
大 阪	存 続	〃	21. 2. 15
京 都	〃	〃	21. 2. 1
兵 庫	〃	〃	21. 1. 31
奈 良	〃	〃	21. 2. 1
滋 賀	〃	〃	21. 2. 1
和 歌 山	廃 止	〃	17. 12. 26
愛 知	〃	〃	20. 9. 10
三 重	〃	〃	14. 9. 1

郡 区 分 道 村 界	昭21年1月21日 現在公営制度 廃止	昭道村界に於いて制定して 昭道村界の廃止 年 月 日
岐 阜	廃 止	昭 20. 10. 16
番 井	存 置	" 21. 2. 19
石 川	廃 止	" 16. 5. 24
富 山	"	" 13. 4. 16
弘 高	"	" 21. 1. 8
鳥 取	"	" 13. 12. 16
島 根	存 置	" 21. 2. 14
岡 山	"	" 21. 1. 1
山 口	"	" 21. 1. 19
香 川	廃 止	" 15. 10. 31
愛 媛	"	" 15. 11. 1
徳 島	"	" 15. 12. 1
高 知	"	" 20. 10. 1
番 西	存 置	" 21. 2. 14
佐 賀	"	" 21. 1. 23
長 崎	廃 止	" 9. 7. 7
熊 本	存 置	" 21. 2. 2
大 分	"	" 21. 4. 3
宮 崎	廃 止	" 14. 4. 1
鹿児島	存 置	" 21. 2. 10

(備 考)

三欄中の「昭道村界の廃止年月日」の中に内廃止、変更を含む。

(第 3 表) 特殊養育施設及び児童福祉施設

養育は特令オタ号の公布によつて児童養育から特殊養育に転換した。しかし中には養育が変つただけで、養育とあまり變らぬ立場として存在しているところもある。

昭和23年5月現在 国策地方養育本部防犯課編

区 別 別 府 界 別	特殊養育 施設数 (元公費)	同収養育施設数	特殊養育 施設数 (元私費)	同収養育施設数	合 計	
					養育施設	同収養育施設
北海道	108	241	330	1,176	438	1,417
青 島	0	0	191	585	191	585
旭 子	0	0	51	119	51	119
宮 城	0	0	96	542	96	542
秋 田	0	0	0	0	0	0
山 形	66	216	0	0	66	216
福 島	0	0	152	413	152	413
茨 城	0	0	277	607	277	607
栃 木	0	0	194	455	174	455
群 馬	0	0	178	459	178	459
埼 田	0	0	217	557	217	557
千 葉	0	0	226	258	226	258
京 都	0	0	656	2,084	656	2,084
神奈川	96	291	368	960	464	1,251
群 馬	0	0	132	370	132	370
飯 山	0	0	529	929	529	929
石 川	0	0	380	1,070	380	1,070
福 井	58	206	0	0	58	206
山 梨	56	145	0	0	56	145
長 野	0	0	402	522	402	522
岐 阜	0	0	199	738	199	738
静 岡	306	750	0	0	306	750
愛 知	0	0	633	2,332	633	2,332
三 重	0	0	142	694	142	694
滋 賀	119	248	0	0	119	248
東 京	1042	2239	0	0	1,042	2,239

區分 町界別	特殊喫茶 業者数 (元公認)	同業業者数	特殊喫茶 業者数 (元私認)	同業業者数	合 計	
					業者数	営業額
大 阪	558	2092	24	77	322	2169
兵 庫	150	529	0	0	150	589
京 都	59	422	0	0	59	422
和歌山	0	0	295	823	295	823
鳥 取	0	0	74	202	74	202
島 根	127	182	0	0	127	182
岡 山	158	415	0	0	158	415
高 島	0	0	355	1689	355	1689
山 口	177	766	0	0	177	766
徳 島	0	0	13	33	13	33
香 川	0	0	91	231	91	231
愛 媛	0	0	47	216	47	216
高 知	0	0	11	66	11	66
福 岡	118	590	469	1893	587	2483
佐 賀	123	655	0	0	123	655
長 崎	0	0	366	1736	366	1736
熊 本	117	806	0	0	117	806
大 分	203	658	0	390	203	1048
宮 崎	0	0	0	0	0	0
鹿児島	17	167	107	377	124	544
計	3,658	11,678	7,185	22,603	10,843	34,281

Ⅱ 街娼の発生

(第4表) 約娼娼妓及現新状況

終戦後の経済上の窮乏、性道徳の弛緩、その他社会の特殊事情によって新しいタイプの娼婦が発生した。娼婦の正しい数を調べることは困難のため、あくまで概数である。現在付加この数より遥かに増加しているものと思われる。

昭和23年5月現在 国家地方警察本部防犯課調

区分 市町村	約娼娼妓 数	阿波商人費	死 生 別		
			死	生	その他
北海道	2285	1468	23	105	1340
青 森	182	165	87	73	5
岩 手	14	54	0	0	54
宮 城	600	1916	39	1607	270
秋 田	25	24	0	4	20
山 形	270	385	9	0	376
福 島	0	0	0	0	0
茨 城	0	25	0	3	22
栃 木	0	0	0	0	0
群 馬	390	1228	0	248	980
埼 玉	59	2257	0	2257	0
千 葉	103	259	0	259	0
東 京	3500	10682	320	8891	1471
神奈川	2560	1313	85	0	1228
新 潟	0	9	9	0	0
富 山	0	16	2	1	3
石 川	350	34	0	34	0
福 井	50	55	5	18	32
山 梨	60	168	0	0	168
長 野	0	18	0	7	11
岐 阜	202	1111	485	0	626
静 岡	105	127	47	48	32
愛 知	1321	2201	21	2	2178

区分 市町村	街路 概数	同取特人員	処 分 別		
			死 亡	性 病	その他
三 重	50	48	0	0	48
滋 賀	150	106	0	44	62
京 都	500	2,448	31	0	2,410
大 阪	2,000	1,478	420	1,058	0
兵 庫	5,000	5,239	1,306	0	3,933
奈 良	130	592	0	0	592
和歌山	1,300	320	10	5	305
高 取	62	159	0	49	110
鳥 取	20	8	7	1	0
岡 山	1,000	1,755	64	1,691	0
太 田	300	2,959	692	948	1,319
山 口	800	1,334	40	218	1,076
徳 島	17	776	0	0	776
香 川	265	55	0	35	20
愛 媛	447	78	77	1	0
高 知	0	108	3	72	33
福 岡	1,079	2,586	4	828	1,754
佐 賀	0	0	0	0	0
長 崎	250	705	619	66	0
熊 本	172	813	25	650	138
大 分	100	1,010	0	80	930
宮 崎	170	36	0	0	36
鹿児島	85	108	0	0	108
計	25,973	46,226	4,437	19,323	22,466

備考 1. 街路の取特人員は昭和22年度中のもの

2. 処分別の死亡は昭和令9号、警察犯死分令、行政法により、性病は死和病予防法により、その他は病院に送致したもの等の処分別を示す。

III 売春婦の実態

昭和23、24年に売春容疑により検挙された者の検挙、住居、職業、勤続、学歴、年令、検挙場所別にみると売春婦の大体の実態がうかがわれる。

(第5表) 検 挙 別 (全 国)

国家地方警察本部防犯課編

年 月 別	賣 婦		場 所 別		検 挙 回 数	
	人 数	括 数	家庭内	屋 外	初 犯	再 犯
昭和23年 1月	3814	100	1506	2308	1145	2669
2月	2654	70	1100	1554	796	1858
3月	1674	44	572	1102	503	1171
4月	4827	127	1967	2860	1578	3249
5月	4032	106	1428	2610	1069	2969
6月	4134	108	1533	2601	1142	2992
7月	2736	72	689	2047	493	2243
8月	3091	81	1015	2076	963	2128
9月	3182	83	1167	2015	1016	2166
10月	4628	121	1382	3246	1395	3233
11月	4239	111	1717	2522	1523	2716
12月	4228	111	1845	2383	1765	2463
計	43245		15921	27324	13388	29857
昭和24年 1月	4103	107	2065	2038	1379	2724
2月	4464	117	1864	2600	1716	2748
3月	5055	132	2040	3015	1933	3122
4月	4756	125	1818	2938	1878	2878
5月	5384	141	1828	3556	1898	3486
6月	5168	135	1966	3202	2111	3057
7月	5495	144	2459	3036	2213	3282
8月	5540	145	2448	3092	2552	2982
9月	4906	129	1912	2994	2112	2794
計	44871		18340	26531	17798	27073

(備 考)

検挙指数は昭和23年1月の検挙人数を100としたもの

(第 6 表) 在 居 の 其 別 (全 国)

国 家 地 方 官 署 平 均 防 止 規 則

年 月 別	家 族 と 同 居	専 門 向 職	一 定 住 居 系	合 計
昭和23年 1月	970	2225	619	3814
2月	411	1727	516	2654
3月	575	692	407	1674
4月	1117	3070	620	4827
5月	965	2755	318	4038
6月	763	1689	284	4136
7月	846	2076	1212	2736
8月	850	2018	223	3091
9月	906	1767	509	3182
10月	1057	2992	579	4628
11月	838	3009	392	4239
12月	643	3074	511	4228
計	9941	27094	6210	43245
%	23.0	62.6	14.4	100
昭和24年 1月	1042	2634	427	4103
2月	1131	2930	403	4464
3月	1132	3149	774	5055
4月	1169	3314	273	4756
5月	1100	3941	343	5384
6月	1226	3736	186	5168
7月	1245	3711	539	5495
8月	1185	3649	709	5540
9月	1046	3493	367	4906
計	10296	30557	4021	44871
%	23.0	68.1	8.9	100

國泰保險有限公司

[illegible]

(第 2 表) 物 料 別 (費 累)

概算予算決算

年度 月別	飼 料	薪 炭	電 料	修 繕	什 物	什 奇 心	包 果 自 費	家 出 の 為	不 用	その他	合 計
昭和23年度	1120		6682		3220	1009				1270	13367
%	2.4		500		245	26				95	100
昭和24年1月	47		389		118	90				154	798
2月	34		228		129	67				95	553
3月	60		400		217	101				116	894
4月	58		221		197	71				125	672
5月	41		421		188	67				128	903
6月	57		271		147	57				122	654
7月	44		401		207	34				44	760
8月	34		181		112	42				66	435
9月	12		47		31	5		4		6	108
10月	8		91		23	6		18		1	147
計	395		2650		1367	593		22		917	5924
%	6.6		447		231	97		0.4		15.5	100

(第9表) 学 生 别 (按系)

德克萨斯州

年 月 别	系	学 生	小 中 退	小 中 卒	高 小 退	高 小 卒	高 中 退	高 中 卒	同 等 以上	合 计
昭和23年度		73	180	1721	244	4464	1439	5005	241	13367
%		0.5	1.4	12.9	1.8	33.4	10.8	37.4	1.8	100
昭和24年度		15	10	105	13	245	101	305	4	798
2		8	10	77	9	181	51	195	22	553
3		10	16	128	11	263	115	328	23	894
4		10	9	81	10	222	11	286	13	672
5		10	13	121	10	220	117	397	15	903
6		9	12	67	13	204	81	253	17	654
7		6	15	101	21	229	90	248	20	760
8		1	9	59	8	132	83	135	8	435
9		0	1	24	0	42	10	30	1	108
10		0	7	23	4	59	17	36	1	147
計		67	102	766	99	1997	726	2243	124	5924
%		1.1	1.7	12.9	1.7	30.3	12.3	37.9	2.1	100

(第 10 卷) 年 令 別 (東 京)

管見片保安課調

年 月 別	14~17	18~20	21~23	24~26	27~30	31~35	36~40	41以上	合 計
昭和23年度	556	4576	4616	2094	983	365	130	47	13367
%	4.2	34.2	34.5	15.7	7.4	2.7	1.0	0.3	100
昭和24年1月	20	221	257	166	81	35	10	3	798
2月	22	174	169	111	52	16	6	3	553
3月	26	259	312	171	83	31	9	3	894
4月	17	183	246	138	52	23	10	3	672
5月	30	265	292	179	89	30	12	6	903
6月	28	220	213	129	34	22	6	2	654
7月	29	287	230	131	77	32	15	9	760
8月	24	148	144	79	24	12	2	2	435
9月	3	23	43	24	11	2	1	1	108
10月	6	42	32	35	20	6	4	2	147
計	205	1722	1938	1163	523	209	75	39	5924
%	3.5	29.9	32.7	19.6	8.8	3.5	1.3	0.7	100

(第 11 表) 健康診断結果別 (全圖)

國家地方警察本部附屬醫院

年 月 期	項目	健康診断人員	患者	患病率 %				
					淋病	梅毒	破傷下疳	合計症
昭和23年1月		3282	1000	30.4	665	232	22	81
2月		1861	769	41.3	578	163	30	98
3月		843	412	42.8	254	56	25	25
4月		4535	1129	24.6	731	276	56	66
5月		3848	1322	34.3	743	348	27	204
6月		3887	1321	33.9	700	403	44	174
7月		2599	815	31.3	510	180	26	99
8月		2861	1146	40.0	612	307	23	154
9月		3046	1187	38.9	817	268	26	76
10月		4191	1425	34.0	835	363	49	178
11月		4090	1353	33.0	836	335	37	145
12月		4004	1444	36.0	782	504	38	120
計		39097	13323	34.0	2015	3435	403	1470
昭和24年1月		3767	1473	39.1				
2月		4010	1553	38.7				
3月		4423	1729	38.5				
4月		4517	1801	39.8				
5月		5075	2046	40.3				
6月		4984	1862	37.4				
7月		5019	1823	36.3				
8月		5043	1808	35.8				
9月		4600	1610	35.0				
計		41498	15705	37.0				

(第172表) 終戦前の若死に接する人員及健康診断結果(全国)

内務省警保司編

年 別	項 目	検 査 人 員	健康診断人員	罹 病 者	罹 病 率 %
昭和 19年		787	746	156	20.9
18年		1150	1036	178	17.2
17年		1161	1058	204	19.3
16年		2083	1980	289	14.6
15年		3301	3238	561	17.3
14年		3301	3210	722	22.5
13年		4437	4223	903	21.4
12年		4273	4007	766	19.1
11年		4810	4665	992	21.3
10年		6628	5793	1174	20.3
9年		6686	6557	1284	19.6
8年		6644	6374	1469	23.0
7年		5857	5611	1188	21.2

IV. 性病と売春婦

(第13表) 性病感染率調査表

オノノ表によると売春婦純潔の性病感染率は大体30%前後であり、届出された奥地の感染率は売春婦の70%余で売春と性病は不可分の関係にあることを示している。

(昭和24年1月～5月届出カードによる)

(厚労省公衆衛生所防疫課用)

月別	性別	感染率 (%)	売春婦	女 人	天	率	その他不明	計
1 月	男	10.712	156			196	3344	12408
		74.3%	1.1			1.4	23.2	100
	女		761	2994			7752	11507
			6.6%	26.0			67.4	100
2 月	男	12.223	172			278	4190	16863
		72.5%	1.0			1.7	24.8	100
	女		257	3739			9273	13869
			6.2%	26.9			66.9	100
3 月	男	12.658	185			275	4215	17933
		70.6%	1.0			1.5	26.9	100
	女		633	4219			10744	15596
			4.1%	27.0			68.9	100
4 月	男	12.189	140			286	4198	16813
		72.5%	0.8			1.7	25.0	100
	女		561	3977			10436	14974
			3.7%	26.6			69.7	100
5 月	男	14.230	172			318	4738	19458
		73.1%	0.9			1.6	24.4	100
	女		678	4297			13292	18267
			3.7%	23.5			72.8	100

Ⅶ. 保護施設

(第16表) 婦人保護施設の概況

既述した婦人に対する保護施設の全概況である。

昭和24年10月末現在 厚生省厚生課調

府県別	施設名	委託団体	収容定員	現在員	授産種目
宮城	婦人厚生寮	県	50	35	ミシン縫製作業、袋はり、縫い物、刺繍
東京	聖友ホーム	聖友ホーム	50	20	電機器具部分加工、縫製はかり
〃	新生寮	救済軍	80	70	刺繍、造花、手袋、模倣、刺繍、袋
〃	曙ヶ谷学園	母を養ふの会	30	32	洋裁、縫物、縫製、着せ加工
〃	慈恵寮	酒国会	80	42	洋裁、縫物、手袋
神奈川	むつみ寮	横浜市婦人団体連合会	20	18	ミシン加工、衣服縫製
〃	白菊寮	聖体礼拝会	100	39	ミシン衣服縫製
〃	若若寮	厚生同肥協力会神奈川支部	50	40	テーブル掛け刺繍、食料加工
〃	富士見寮	富士見寮	100	68	ミシン縫工、袋はり
愛知	アソカ学園	無有華会	50	25	毛布のかさ加工、袋はり、縫物
京都	東草園	東本願寺	80	42	洋裁、刺繍
大阪	朝光寮	救済軍	80	62	縫製、洋裁、毛布縫物
〃	成美寮	成美寮	50	58	玩具加工、縫物
兵庫	姫路婦人寮	救済会	50	25	ナフキンのふち縫、刺繍加工
〃	神戸婦人寮	婦人会神技部	100	29	輸出工業品加工、縫物、洋裁
福岡	福岡婦人寮	県	60	42	ミシン作業、縫製
〃	戸畑婦人寮	県	30	18	人形(布製)ミシン縫工
計	17ヶ所		1060	663	

(備考)

1. 定員数一つばいに対応していない、その理由は随時収容できる用意をしておかなければならないためである。
2. 原則として収容期間は6ヶ月である。
3. 収容費は生活保護法の扶助に準じ、日ノ人35円で国庫補助はこの8割である。これは昭和24年度の予算は婦人保護経費として4400万円である。

Ⅳ 売春問題に関する世論

—国立世論調査所「風俗に関する世論より—

国立世論調査所で昭和24年1月19日—2月9日に実施した調査のうち一般大衆の売春に関する世論をみると次のようである。

この世論調査は関東地方の選挙権有権者から層化無作為抽出法により2300人、仙台市（岩手県ではすでに條例が施行され、特殊な状況にあつたため）から同方法により400人を抽出して調査したものである。

1. 調査の結果——関東地方

(1) 売春問題について関心を持っているか。

一般に関心は極めて低い。

強いもの	4.1%	79人
やや強いもの	21.0	409
普通程度のもの	23.3	455
弱いもの	36.0	701
全然知らないもの	15.6	305
計	100.0%	1,949人

(2) “やみの女”（売婦）について

1. どんな感じをもっているか。

一般的に反感、憐憫、侮蔑等の否定的な感じを抱いているものが多い。

また別段何とも感じていないもの及不明のものや同情的なものより多い。

同情的	16.9%
反動的	51.4
どちらともいえない	8.2
別に何とも感じない及不明	23.5
計	100.0%

実数 / 372人

(註) 以下特別に実数をあげてないものはすべて同じ、実数 / 372人は総数

1,949人から関心の全然ないもの及び調査の不完全なもの577人を差引いた数である。

ロ. どのような動機であつたのか、という點に入つたと思うが。

過半数が主な動機を金銭的なものと認めており、特に半数近くのは生活難を第一に考えている。

社会的動機	生活難 経済的困窮	46.6%
	敗戦の結果時代の必要	9.8
	家庭不和(愛憎の欠如)	8.4
	その他	0.6
個人的動機	好奇心、虚荣心、贅沢等	11.2
	意志薄弱、怠惰、無自覚等	7.8
両者又はどちらとも云えない		19.8
不明		4.1
計		108.3%

(註) 一人で二つ以上の理由を挙げているので計はあはれない。

ハ、必要性があると思うか

必要	6.5	19.2% (内訳) 男の本職として 4.5 % 外人の爲に 7.1
必要でない	12.7	
必要	72.9	
不明	7.9	
計		100.0%

ニ、弊害があると思うか

弊害がある	90.1%
ない	0.3
不明	9.6
計	100.0%

弊害の内容を概括すれば凡そ、教育というものが56.2%で最も多く、

性病について憂慮しているものは41.0%である。

ホ、現実の態度としてなくそうとするか

なくそうとする	89.4%
なくそうとしない	6.7
不明	3.9
計	100.0%

ヘ、法律を必要とするか

—— 罰するとすれば懲戒を課してもよいと思うか

法律が必要	76.7%
必要	12.9
不明	3.4
計	100.0%

さらに法律の適用に當てするものについて問うと、

罰する	懲 役	26.7	71.3%
	罰金又はそれ以下	29.2	
	罰則不明	15.4	
罰しない		22.7	
不明		16.0	
計		100.0%	

ト學生施設と法律とどちらがよいと思うか。

正割的に學生施設という方が多い。

學生施設がよい	27.7	69.6%
どちらかといえば學生施設	41.9	
法律がよい	3.1	10.4
どちらかといえば法律	7.3	
兩者どちらともいえない	10.4	
どちらもだめ	4.6	
不明	5.0	
計	100.0%	

(3) 強制 (懲罰) について

1. どの程度じをもっているか。

“反社会的なもの”の方が“同情的なもの”より若干多いが“別に何とも思はない”又は“不明”がほぼ半散を占め最も多くなっている。

同 情 的	24.4%
反 社 的	27.3
どちらともいえない	5.6
別に何とも思はない及不明	42.7
計	100.0%

ロ. 必要性があると思うか

大抵者のものが何等かの必要性を認め、全然必要性を認めないものは約2割にすぎない。必要というものの標準は本能的なものだからというものが最も多い。その他の理由も結局は本能としてやむを得ないものとしており、たゞその強度乃至表現において差があるにすぎない。

必 要	43.6	69.6%
或る程度必要	26.0	

不明	21.8%
何ともいえない	2.0
不明	6.6
計	100.0%

ハ、被害(悪影響)があると思うか。

害がある	77.3%
害がない	9.2
不明	13.5
計	100.0%

被害の内容としては性被害最大で37.5%で風紀教育上よくないというものは25.3%で案外少い。

ニ、遊廓を従来の娯楽としてなくそうとするか。

大多数がなくそうとしない。

なくそうとする	27.5%
なくそうとしない	69.2
不明	3.3
計	100.0%

ホ、法律を必要とするか。

——罰するとすれば悪役を懲してもよいと思うか。

法律が必要	24.8%
不要	70.2
不明	5.0
計	100.0%

さらに法律の適用に賛成するものについて、罰則を問う。

罰 役	8.5	} 22.3%
罰金又はそれ以下	8.9	
罰則不明	4.9	
罰しない	71.4	
不明	6.3	
計	100.0%	

④) 相手方(お客)について

1. 男の遊廓遊びをどう思うか。

“やむを得ない”というものが四割近くで最も多く、“まあ悪いことだ”というものが

これに次いでいる。“当然のことだ”或いは“絶対によくない”というような明確な意見を述べているものは極く僅かにすぎない。

当 然 の こ と だ	7.4%
や む を 得 な い	38.3
何 ん じ ゃ い え ない	8.1
さ め 思 い	29.4
思 い	11.1
不 明	5.7
計	100.0%

ロ 相手方を罰する必要があると思うか。(罰則は)

罰する	懲 役	12.3	5.33%
	罰金以下	29.0	
	不 明	12.0	
罰しない		32.8	
不 明		13.9	
計		100.0%	

(5) 経営主及び客引きについて

1. 客引(売春行跡に際し主動的な役割をしていないが、それによって利を得ているもの)を罰すべきか。

“罰する”というものが非常に多く、罰則には懲役と罰金との間に殆んど差はない。

罰する	懲 役	29.0	70.0%
	罰金以下	26.9	
	不 明	14.1	
罰しない		17.7	
不 明		12.3	
計		100.0%	

ロ 経営主(かき使う立場にあるもの、或いは顧客のような存在)を罰すべきか。

“罰する”というものが最も多く、また罰則も懲役が非常に多い。

罰する	懲 役	41.7	76.4%
	罰金以下	20.6	
	不 明	14.1	
罰しない		13.8	
不 明		9.8	
計		100.0%	

ハ 本人(女)相手方(男)経営主、専引の中で誰が一番罪が重いと思うか。

経営主	経営主	50.9 %
	専引	6.6
	経営主と専引	4.8
当業者	男	3.1
	女	5.2
その他		4.0
不明		15.8
該当せず(誰も罰しない)		9.6
計		100.0 %

× 仙台市

1 條例に関する結果

1 條例が出したことを知っているか。

町長を明確に知らなくとも花巻を取締る條例が出したことを知っているものは「知っている」とした。

知っている	59.2%
知らない	40.3
不明	0.5
計	100.0%

総数 211人

ロ 現在より厳重に実施すべきか、緩和乃至撤廃すべきか。

條例に対して賛成的なものは62%で反対的なもの11.4%より遙かに多く、しかも厳重に実施せよというものが40%もある。

2 賛成結果の概要

ロ 全体的に「やみの世」はなくすべきだが「禁煙」はあつた方がよいと考え、明らかに大衆は「禁煙」と「やみの世」とを区別して考えていることが本調査によって明らかになった。

調査会談を通じて「禁煙」よりも「やみの世」に対する反感が遙かに強いことが知られる。

1. 47%が「やみの世」を法律で禁止する必要があると考えているが、70%は禁煙を法律で禁止することに反対している。

ロ 「やみの世」が社会的に成程重要であると考え人は19%しかいないが「禁煙」は社会的に必要だと思える人は70%もある。

へ「やみの世」は道徳上善悪があると考える人は58%もあるが「逆説が道徳上善悪がある」と考える人は35%しかない。

二、52%は「やみの世」に対して非同情的であるが「相殺」に対して非同情的なものは27%しかない。

三、「やみの世」の処罰に反対の人は23%しかないが「相殺」の処罰に反対の人は71%もある。

(2) 兄弟関係者のうち経営主に対しては76%が処罰の必要を認め専断に対しては70%相手方(男)に対しては53%は法権による処罰を可としている。

	罰する	罰しない	不 明	計
道 徳	22%	72	6	100%
やみの世	71%	23	6	100%
男	53%	33	14	100%
専 断	70%	18	12	100%
経営主	76%	14	10	100%

VII 関係法律

一 联合国最高司令官覚書

終戦後の売春等に関係のある法律を調査してみると先づポツダム宣言の受諾にともない次のような覚書が日本政府宛に寄せられた。

联合国最高司令官覚書

昭和二十年八月二十一日

日本帝國政府宛

主題 公衆衛生対策に関する件

联合国最高司令官ハ日本政府ニ對シテノ承認ヲトルコトヲ指示ス

(一考より八考まで省略)

九、日本國民 花柳病撲滅ニ對シテカスベシ。本軍隊ハ既ニ日本横國ニヨリナサルベシ

联合国最高司令官覚書

昭和二十一年一月二十一日

日本帝國政府宛

主題 日本に於ける公権禁止に関する件

一、日本に於ける公権の存続は、デモクラシーの理念に違背し、且全體民間に於ける個人の自由権理に相反するものなり

二、日本政府は直ちに國內に於ける公権の存続を撤廃乃至國際に認め得る許諾せる一切の法律、法令及其の他の法規を廃棄し、且無効ならしめ、且該諸法令の撤廃の下に即

何なる通人をも、通達乃至問答に先達業務に契約し、若は抱束せし一切の契約は悉く無効ならしむべし。

三 当覚書を遵守するために発令せらるる法規の最終準備完了と同時にその公布前に、該法規の契約二通を当部令部に提出すべし。

この覚書によつて公債制度は全廃された。

2. 勅令第九号

政府は覚書の趣旨を履行するため次の勅令を公布した。

府中に先達せし右等の規則に關する勅令

昭和二十二年一月十五日 勅令第九号

第一條 某等又は背道によらないでも、稱せを感服させて先達をさせたものは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する

第二條 稱せに先達をさせることを内容とする契約をした者は、之を一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三條 第二條の次を罪口之を罰する。

罰 則

この勅令は公布の日から之を施行する。

行政施行法の一部を次のように改正する。

第一條中「先達通者」を「先達」に改める。

第二條中「先達通者」を「先達」に「先達」を「先達」に改める。

公債廃止の覚書及び勅令第九号には個人の先達については全くふれていない。

従来先達自給を違法とする警察犯規勅令があつたが昭和二十三年五月一日の懲犯罪法が公布されたので同令は廃止された。

警察犯規勅令（昭和四一、九、二九）
内務省令オー一六号

第一條 左の各号の一は該当スル者ハ三十日未満ノ拘留ニ処ス

ニ違背シテハ其ノ場合若ハ容止ラ局シタル者

懲犯罪法には旧警察犯規勅令に見られた先達行為を罰する規定はのめられたので、個人の自由意志に基づく先達行為を取締る法律はなくなった。

3. 関係のある法律

覚書等に關係のある法律としては以上の公債廃止に關する覚書及び勅令第九号のほか次のようなものがある。

罰 法（昭和四〇、四、二四 改正 昭和二二、一〇、二六）
（昭和四一、五、一五 改正 昭和二二、一〇、二六）

第一七四條 公然強姦ノ行爲ヲ屬シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ五百円以下ノ罰金又ハ

拘留若クハ科料ニ処ス

第一七六條 十三才以上ノ男ガニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ淫褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六
日以上七年以下ノ懲役ニ処ス十三才ニ滿タサル男セニ対シ暴行ノ行爲ヲ爲シタル者亦同
シ

第一七七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三才以上ノ婦人ヲ淫褻シタル者ハ強姦ノ罪トナシ二年以
上ノ有期懲役ニ処ス十三才ニ滿タサル婦人ヲ淫褻シタル者亦同シ

第一七八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテバ知リ親失セシメ若クハ之
ヲ抗拒不能ナラシメテ強姦行爲ヲ爲シ又ハ強姦シタル者ハ前ニ條ノ例ニ同シ

第一七九條 前ニ條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一八〇條 前ニ條ノ罰ハ告訴ヲ待リテ之ヲ科ス

第一八一條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ情態ナキ婦人ヲ勧誘シテ淫淫セシメタル者ハ三年以
下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ処ス

第一八二條 生命、身体、自由、名誉若クハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又
ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ権利ヲ妨害シタル者ハ三年以
下ノ懲役ニ処ス

親族ノ生命、身体、自由、名誉又ハ財産ニ対シ害ヲ加フ可キ事ヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義
務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ権利ヲ妨害シタル者又同シ

前ニ條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一八三條 營利、報復又ハ節慾ノ目的ヲ以テ人ヲ誘致又ハ誘惑シタル者ハ一年以上十年
以下ノ懲役ニ処ス

第一八四條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

性 病 予 防 法 (昭和二三・七・一五)
(法律第一六七号)

第一八五條 傳染の虞ある性病にかゝつてゐる者が、売人をするときは、之を二年以下の
懲役又は一萬圓以下の罰金に処する。

第一八六條 売人のあつた後、勧誘又は其の場所の提供をした者が、その売人をする者につ
き、その者が傳染の虞ある性病にかかつてゐることを知つてゐたときは、之を三年
以下の懲役又は二萬圓以下の罰金に処する。

2. 売人のあつた後、勧誘又はその場所の提供をした者が、その売人をする者につ
き、その者が傳染の虞ある性病にかかつてゐることを過失に於て知らなかつたときは
また同様である。

兒 童 補 社 法 (昭和二二・一一・一一)
(法律第一六四号)

第三十四條 何人も他の名号に掲げる行爲をしてはならない。

六 児童に淫行させる行爲

七 前名号に掲げる行爲をする者若し其他児童に対し、刑罰法令に触れる行爲をする者若し 情を知つて児童を引渡す行爲及び当該引渡し行爲のなされる虞があるの情を知つて、他人に児童を引渡す行爲

第六十條 第三十四條第一項第六号の規定に違反した者は、之を十年以下の懲役又は四万円以上三十万円以下の罰金に処する。

第三十四條第一項第一号から第五号まで若しくは第七号又は同條第二項の規定に違反した者は、之を一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

児童を使用する者は児童の年令を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免れることができない。但し過失のないときはこの限りでない。

4 売春等犯罪法案

法務省においては警察及び罰令廳上級における売春取締に關し売春等犯罪に關する法律案を昭和二十三年六月、第一国会に提出したが實現に至らなかった。

賣 春 等 罪 犯 罪 案

第一條 この法律において「売春」とは報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することをいふ「しよう無」とは売春を続とする賣せ手をいふ「しよう家」とは、營利の目的でしよう無に対し主として売春の場所を提供するため經營される施設をいう。

第二條 売春をした者は、これを六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

常習として売春をした者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 売春の相手方となつた者は前條第一項に同じ

第四條 人を欺き、又は誘惑させて売春をさせた者は、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五條 親族、業務、雇傭その他の特殊の關係を利用して売春をさせた者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

前條の關係を利用して、売春の報酬の全部又は一部を收受した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六條 売春の場所を提供し、又は若し其の他の方法で売春の助成をした者は、第一條第一項の例に同じ

常習として前條の罪を犯した者は第一條第二項の例に同じ

第七條 他人をしよう無とすることを賣春又は売淫の内幕とする契約の申込又は承諾した者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八條 しょうまを経営し、又は管理した者は、これを五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九條 第二條、第三條、第五條第二項及び第六條から前條までの罪を犯した者には、併合により、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この法律は、昭和二十三年八月一日からこれを施行する。

昭和二十二年勅令第九号（附せを定置させた者の脱走に関する件）はこれを廃止する。

この法律施行前にはした違反行為の処罰については、なお、従前の規定による。

5. 婦人少年両用保護会設置書

婦人少年両用保護会（婦人及少年の保護ならびに地位の向上を図るために労働者に設けられた）としては戦後の犯罪行爲の増加の現状を考へ、又連合軍最高司令官の覚書に於けるために取締法律の定めることには賛成であつたが、この法案に対しては婦人解放の先決から修正を希望し建議した結果、左記のような建議書を労働大臣あて提出し、労働省ではなおそれに検討を加へて労働大臣から法務省へ送附して次のような建議書が出された。

要 望 書

⑤ 覚書第二号

昭和二十三年十一月十二日

法務省総務

藤田 俊吉 殿

労働大臣 堀田 甲子七

「犯罪者及び少年刑罰法」に対する建議書について

今般当省における婦人少年両用保護会から国会において建議書中の「犯罪者及び少年刑罰法」について別添の通り建議書の提出があつたので、当省がこの内容を審議した結果、建議書の本法案に対する修正意見を適当と認め、なおこれに対し左の如き附帯意見を附記して送附するから貴庁においては内閣御了承の上何分の措置を講ぜられたい。

記

一、犯罪者及び少年刑罰法第一條の修正建議に対して

犯罪者の処分としては、保護処分を原則的に科し、事情によつては拘留、科料を併科せしめるべきであると考え、捕えて拘留、科料を科して放すというやり方はできるだけかへることが犯罪の根絶のために必要である。

なお保護処分を科するための審判機関は来年一月一日から発足の予定といわれる家庭裁判所が適当と思われる。

二、保護処分の方法は、施設に收容して矯正、指導することゝお考えと思われるが、厚生省管下の比叡施設の現況は到底需要を満足するほどではない。又施設の増設も容易と認められるので、施設の完備に努力してあらうと同時に、さしあたり保護観察を主

として厚生への途をはかるのが至当であると考え。

売春婦の教育、更生のためには売春禁の大幅目以下という短期自由刑は有害無益であるし罰金刑を科することはかえって売春行爲を急激なくさせる結果を招くのではないかと思はれる。

しかし罰金、料金を科してそのまま放してしまふということも誠に親切なやり方とはいえない。保護処分の実施には種々の困難が伴ふことも考えられるが、現在世界の多数諸国における共通のなやみでもある売春問題は我が国においても真剣にとりあげてその根絶を期さなければならぬものと思うので、これが施策については一級の配慮を希望する。

三、罰法第三條修正建議に対して

売春婦の相手方に対しては罰金、料金の外、売春婦に科する保護処分に代るべきものとして罰金刑くらいまではみとめておよいと思はれる。

④ 売春婦買娼法案に対する建議書

売春を取締る目的は社会の道徳的秩序を維持すること、性病を予防することの二つの点にあると思います。然るに同様の売春婦買娼法案は、この二つの目的を達する上に重大な欠陥があるので本委員会慎重に検討した上、原案に対して次のような修正を加える必要を認め、理由を附かひにして建議致します。

一、売春行爲をした者及びその相手方となつた者を罰金、料料又は保護的措置にする

二、売春行爲をさせた者及びそれによつて利益を得たものは夫々次の如く処罰する

1. 人を欺き又は囚禁させて売春をさせた者三年以下の懲役及び一万円以下の罰金

2. 親族、娼婦、娼婦その他特殊の関係をを利用して売春をさせた者は三年以下の懲役及び一万円以下の罰金

3. 右の関係をを利用して売春の報酬の全部又は一部を收受した者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金

4. 売春の場所を提供し又は専引其の他の方法で売春の周旋をした者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金

石の娼婦者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金

5. 他人をしよう轉とすることと重婚又は同様の内容とする契約の申込又は承諾をした者は三年以下の懲役及び二万円以下の罰金

6. しよう家を経営し、又は管理した者は五年以下の懲役及び五万円以下の罰金

理 由

この法案の対象となる売春関係の諸犯罪者は、二つに分けることができます。

一 は売春行爲をした者及びそれを買つた者

(一) 売春行為をさせた者及びそれによって利益を得た者

この二つとの間には大きな違いがあり、従つてその取扱いもちがつてならないと思います。

(二) 売春者の取扱いについて

みづからの、又は相手の人権をかるんして、性の搾取をけがす売淫は、予備犯にはちがひありませんが、それ自らとしてたゞちに犯罪として罰すべきであるが、またそれが道徳上、また性病予防の工に最も効果的であるかどうかについては疑問の余地があります。

売淫のかけには経済的、社会的原因が多く切れており、特に戦時下の現状では、教育や職業的技能を欠く少女が氣に迫られて随分やすいおとしあなでもあるのがあります。本職協会としては社会的欠陥の節減としての売淫を罰するよりも、その原因を除くための国民の努力を必要とするものであり、従つてけがのために農民主権よりか教育と厚生施設の充足を急務と考えるのであります。

とはいえこれを全然放任しておくことも当り得ないため、社会のため不利益を防ぐこの法案をわづと実情にかなつた積極的な性格をもつものと思ひます。

そこで(一)に該当するものに対しては

男せを囚はす警告を与え、反省を求めた意味で拘留又は料科に處すること。更に初犯者、悔改者の如何を問はずその状況により必要と認めるときは、一定の期限に收容し、感化を施し、或は生産技術を与えて厚生に途を開かぬ等、適當な保護を加へること。この修正案と並行してこの種罪人に対する厚生施設に関する法案提出を強く希望し、その実現を附帯條件としてこの案を提出するものであります。

そういふ政策なしに、単なる農民主権を以てほむことは、この不幸な社会を消滅させるだけで、國民に対して甚だ然る脅圧、不親切なやり方だと思ひます。

さらに犯罪の予防策として

男せいづれに対しても健全な性道徳への意識を高めること。

せき労働者の合理的な賃金及び労働條件を確保すること。

これらのために文部省、労働省その他関係官庁の緊密な協力をお願いいたします。

(三) 売春行為をさせた者又はそれによって利益を得た者の場合

本来の第五、六、七條に該当する犯罪によって利益を得るオ三者に対しては特に教訓をもつてのをもべきであります。この犯罪を罰金のみによつて処置することは、業者にもむしろけがやすい感を与え、ボスの介在を主にする、社会風俗を養ふものと考えるので必ず懲罰と罰金と併科することを特に主張します。

昭和二十三年十月二十八日

婦人少年問題懇談会長

藤田 たき

芳竹大臣 増田 甲子七殿

また衆議院、参議院法制委員会にも婦人少年問題懇談会から建議書が提出された。

6. 改正売春婦処罰法案

その後法務省ではサニ国会提出の法案を次のように改正したが、いまだ国会提出の運びには至っていない。

売 春 婦 処 罰 法 案

第一条 この法律において「売春」とは報酬を受ける約束で相手方と性交することをいい「しよう婦」とは売春を業とする女子をいい「しよう家」とは営利の目的でしよう婦に対し、主として売春の調子を提供するため、経営される施設をいう。

第二条 売春をなした者は拘留又は科料に処する。

の拘留として売春をなした者は 六ヶ月以下の懲役 又は一万円以下の罰金に処する。

第三条 売春の相手となつた者は、前条第一項の例に同じ。

第四条 人を欺き又は困惑させて売春をさせた者は 二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五条 親族、養育、姪姪その他特殊の関係をを利用して売春をさせた者は三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2. 前項の関係をを利用して売春の報酬の全部又は一部を收受した者は五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処す。

第六条 売春の調子を提供し、又は客引、その他の方法で売春の調子を助けた者は、六ヶ月以下の懲役、若しくは一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第七条 他人をしよう婦とする直接又は間接の内容とする契約の申込、又は承諾をなした者は三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第八条 しよう家を経営し又は管理した者は五年以下の懲役、又は二十万円以下の罰金に処する。

第九条 第二条第一項、第五条第二項及び第六条から前条までの罪を犯した者には猶状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

1. この法律は公布の日から施行する。
2. 罰せらるる者等の処罰に關する件（昭和二十二年勅令第九号）は従ふる。但しこの法律施行前になした違反行為の處罰についてはなお従前の例による。

7. 條 則

宮城県、新潟県、東京都、別府市、群馬県においては風紀と性病予防の観点から何等かの取締の必要を感じ地方自治法にちとづく條例を制定している

(1) 宮城県條例第四十一号（昭和二三、七、六）

売淫等の取締に関する條例

第一條 この條例において売淫とは利益を受け又は利益を受ける約束で不特定の相手方と性行することをいう。

第二條 売淫をした者又は相手方は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2. 常習として売淫した者は三月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 娼館、淫窟その他賭博の關係を利用して売淫させた者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四條 売淫の目的を他人の買収につきまといたり、又は誘つたりし者は一万円以下の罰金又は拘留に処する。

第五條 買収の目的をもって売淫の場所を提供し又は誘引その他の方法で売淫の買収をした者は第一條第一項を準用する。

常習として前項の罪を犯した者には第二條第二項を準用する。

附 則

この條例は昭和二十三年七月十日からこれを施行する。

(2) 新潟県條例第三十五号（昭和二三、一〇、二六）

新潟県売淫等取締に関する條例

第一條 この條例において売淫とは報酬を受け又は報酬を受ける約束で不特定の相手方と性行することをいう。

第二條 売淫をした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。

2. 常習として売淫した者は六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 娼館、淫窟、賭博その他賭博の關係を利用して売淫させた者は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 売淫の場所を提供し、又は誘引其の方法で売淫の買収をした者は第一條第一項の例に同じ。

2. 常習として前項の罪を犯した者は第二條第二項の例に同じ。

第五條 第一條第二項、第三條又は第四條第一項の罪を犯した者には情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第六條 第二條から第四條までの未遂罪はこれと罰する。

附 則

この條例は昭和二十三年十一月一日からこれを施行する。

(3) 東京新報社第五八号

東京都赤十字救済條例 (昭和二十四、五、三一)

第一條 この條例において慈善とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と往來することをいう。

第二條 慈善をした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処する。常習として慈善をした者は六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三條 慈善をなさしめる爲の施設を受けて膳料を提供した者は一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 慈善をさせる目的を女子を自己又は他人の管理の下におき、若しくは男子を誘つて慈善婦と性交することと称する取引をなした者は一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五條 第三條又は第四條の罪を犯した者に対しては検察により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

(4) 昭府市街路に於ける慈善救済等の取締條例

第一條 この條例は慈善を目的とするものの、街路その他に於て救済等の取締に關し必要なる事項を定める。

第二條 前條の慈善とは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と往來することとをいう。

第三條 道路その他公の場所において、通行人その他に対し慈善の目的を以て勧誘した者又は取引行爲をなした者は五千円以下の罰金若しくは拘留に処する。常習として前條の行爲をなした者は三ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四條 前條の者のために報酬を受けて膳料を提供した者は六ヶ月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は昭和二十四年八月二十日からこれを施行する。

(5) 昭品賣売いん取締條例

第一條 この條例において売いんとは報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方とすることとをいう。

第二條 売いんをした者又はその相手方となつた者は五千円以下の罰金又は拘留に処す

として使いた金は三万円以下で、借入金は一万円以下の額金に充てられ、残額、溢額、その他借入の関係を明細して使いくをさせた者は三万円以下の罰金に処する。

内務省をもつて死い人の場所を供養し、若しくは男子を養つてゐることを認める客引をなした者又はその他の方法で死い人の居た場所を第一償を準用する

罰として前項の罪を犯した者は第一條第一項を準用する

適用についての通釈

罰として充てを行はせることは既に勅令第九号によつて禁止されているが、その罰として存在しているので、被害者にも労働基準法が適用される（労働基準法は民法法であると否にかかわらず適用される）

「若しくは事業の使用者は労働者との労働契約を単なる部品の賃貸借契約と称して、更にようとする場合が多いので、労働省では次のような通釈をもつて罰せられる被害者に対する労働基準法の適用の範囲に内なる基準を明かにした。

昭和二十四年三月三日

労働省 労働基準局長

各県 労働基準局長 殿

貸金店等の被害者に対する労働基準法の適用について

事について、加算その他の施設を設け、用立て客等充てを行ふことを禁ずる使用せしめるものは、たとへば形式的に店舗その他の賃貸借契約であつてもすべてに該当する場合を除き、店主と被害者との間に実質的な使用関係があると認められるから、即借金相模等による封鎖の場合に拘束乃至強制労働の人权を侵害する如き事件について最重通牒を決定されたり。

借金の貸借の料金が被害者の被害に實際はく一定して居ること。

客等の被害に實際はく一定していること。

主は客等の被害の一部を被害に応じて店主に支払つていないこと。

、付金等の貸与新制が強制されないこと。

出又は外泊の自由が店主によつて制限されないこと。

兼が店主によつて賃貸されている店舗内に制限されないこと。

兼又は雇の自由が制限されないこと。

金融業者のある被害者を継続することの約束されていないこと。

1) 被害者が客より直接その金額を受取ること。

店主が被害者の金を使ふことになつていないこと。